

# 積立定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	積立定期預金
販売対象	・法人、個人
内 容	・当初預入時において満期日を特定し、預入期限までは回数、積立金額を定めず、任意の金額を積立 てる預金です ・また、毎回の積立金額と積立日を一定に定めることもできる預金です ・積立金はスーパー定期・期日指定定期預金のいずれかで運用する預金です ・満期日よりさかのぼって1ヵ月前の応答日を預入期限とし、預入期限から満期日までの1ヵ月間は据 置期間となります
期 間	・契約期間は6ヵ月以上10年以内で任意に定めることができます
預 入	
①預入方法	・分割預入方式で、預入金額は自由式・定額式がありボーナス月増額併用が可能です
②預入金額	・1,000円以上です
③預入単位	・1円単位です
払戻方法	・満期解約、中途解約により払戻しされます
利 息	
①適用金利	・固定金利です ・預入日毎・預入期間に対応した店頭表示金利です
②元加方法	・契約期間3年以上の場合は、満期日からさかのぼって2年ごとに預入期間が1年以上ある預金はその 預入期間に応じた利率により計算し利息を元金に組入れします ・満期日以後に一括してお支払いします
③計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	・利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります ・法人は総合課税となります (非課税法人は除きます)
手数料	.....
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約 日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電 話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお 客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載さ れた受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座が ある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預・17